

ひょうごで働こう！UJI ターン広報・就職促進事業における 神戸市移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 神戸市は、兵庫県地域創生戦略及び神戸創生戦略に基づき、神戸市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、兵庫県と協働して行うひょうごで働こう！UJI ターン広報・就職促進事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から神戸市に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領（以下、県実施要領という。）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては50万円とする。

(対象者要件)

第3条 次の(1)の要件を満たし、かつ(2)又は(3)の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては(4)の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- ① 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。
- ② 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏のうちの条件不利地域(※)以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤していたこと(連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京23区外であつて移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。)

(※) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 2019年4月1日以降に神戸市に転入したこと。
- ② 移住支援金の申請日において、転入後3か月以上1年以内であること。
- ③ 神戸市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人であること、又は外国人の場合には、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(2) 就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が兵庫県内に所在すること。
- (イ) 就業先が、移住支援金の対象として兵庫県のマッチングサイトに掲載されていること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 起業に関する要件

兵庫県が県実施要領に従い実施する起業支援事業（ふるさと起業・移転促進事業（東京23区移住者枠））に係る起業支援金について、1年以内に交付決定を受けていること。

(4) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請日において、同一世帯に属していること。

- (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、2019年4月1日以降に転入したこと。
- (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
- (オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の申請者は、次の各号に掲げる書類を、移住支援金の支給を受けようとする年度の2月末日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 神戸市移住支援金交付申請書(様式第1号)
- (2) 運転免許証、旅券その他の当該申請をする者が本人であることを確認するため市長が適当と認める写真付きの書類等の写し
- (3) 「現住所の住民票および移住元の住民票の除票」、または「戸籍附票の写し」(移住元での在住地、在住期間、現住所を確認できる書類。世帯の申請をする場合は、申請者を含む2人以上の世帯員のもの。)
- (4) 申請者が第3条第1項第2号の要件に基づき申請する場合にあっては、就業証明書(様式第2号)、同条同項第3号の要件に基づき申請する場合にあっては、県実施要領に基づく起業支援事業(ふるさと起業・移転促進事業(東京23区移住者枠))の交付決定通知書の写し
- (5) 申請者が日本国籍を有しない者である場合は、永住者、日本の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を証明するもの
- (6) 申請者が第3条第1項第1号アの②の雇用保険の被保険者であった場合にあっては東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類、個人事業主であった場合にあっては開業届出済証明書、個人事業等の納税証明書等移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書(様式3)により、当該申請者に通知する。

審査の結果支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第6条 交付決定を行った申請者に対しては、原則、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付申請書(様式4。以下「再交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第8条 市長は前条に規定する再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定通知書〔再交付〕(様式5)により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第9条 移住支援金の支給を受けた者は、移住支援金の申請日が属する年度を含めて6年間は、毎年度末(3月末)までに現況届(様式第6号)に住民票の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

2 第3条第2号の要件に基づき移住支援金を申請した者にあつては、移住支援金の申請日から1年を経過した後に、就業証明書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

3 移住支援金の申請日から5年を経過するまでは、移住支援金の支給を受けた者が、神戸市から転出しようとする場合は、市長に対し、転出報告書(様式第7号)を提出しなければならない。

4 移住支援金の支給を受けた者は、申請日から5年間が経過するまでは、交付決定通知書等、交付された通知等を保管すること。

5 兵庫県及び神戸市は、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住支援事業に関する報告及び、就業先または居住先への立入調査を求めることができる。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、移住支援金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、移住支援金の交付決定を取り消すことができる。ただし、相当のやむを得ない事業があるものとして神戸市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 虚偽の申請の事実が明らかになった場合

(2) 交付の要件を満たさないことが交付決定後に明らかになった場合

(返還請求)

第11条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして兵庫県及び神戸市が認めた場合はこの限りではない。

また、下記(1)(イ)及び(2)について、移住支援金を受給した県内市町から県内の他の事業実施市町へ転出した場合は、返還すべき額の4分の3について返

還を求めないものとする。

ただし、県内の事業を実施していない市町又は県外の市町村に転出した場合は、全額又は半額の返還を請求することとする。

(1) 全額の返還

- (ア) 虚偽の申請等をした場合
- (イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した神戸市から転出した場合
- (ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす就業先を退職した場合
- (エ) この要綱に基づく交付決定を取り消された場合
- (オ) 兵庫県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領に基づく起業支援事業の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した神戸市から転出した場合

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、兵庫県と神戸市が協議して定める。

附則

この要綱は、2019年10月1日から施行する。